

第8章 計画の推進

1 計画の周知

障害のある人もない人も、「ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくり」を実現するために、富士吉田市における障害福祉推進の取組について広く市民に知っていただき、障害福祉への理解と関心をより一層高めていく必要があります。

そのため、本計画については、市ホームページなどを通じて公表し、地域住民や障害者支援に関わる人々との共通理解のもと、計画の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

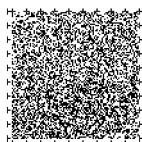
計画の推進にあたっては、国や山梨県、富士北麓圏域障害者自立支援協議会、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」、また市内の福祉、保健、子育て、教育などの関係部署と連携しながら、各種団体、企業その他の機関も含めた広範なネットワーク体制の構築に努め、地域の社会資源を有効に活用し、市民との協働も含めた効果的な計画の推進を図っていきます。

3 計画の評価と見直し

障害福祉計画等に関する国の基本指針において、障害福祉計画等の成果目標及び活動指標（サービス見込量等）については、少なくとも年 1 回は実績を把握して分析及び評価を行うこととされています。

富士吉田市においても、毎年、成果目標及び活動指標の把握を行い、障害者及び障害児等施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等に関する中間評価として分析及び評価を行います。

その際に、障害者及び障害児等や障害福祉サービス等を提供する事業所、関係機関等から構成される富士北麓圏域障害者自立支援協議会の意見を聴くとともに、必要があると認められる時には、計画内容の見直し、変更等を行います。



4 PDCAサイクルの実施

障害者総合支援法及び児童福祉法において、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じることと規定され、PDCAサイクルの実施が求められています。

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「Plan（計画）」を立て、それを「Do（実行）」し、結果を「Check（評価）」した後、「Act（改善）」するプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、このプロセスを実施し次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要とされています。

富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成にあたっては、こうしたPDCAサイクルのプロセスを念頭に、国の基本指針に即しつつ、地域の実情に応じて成果目標及び活動指標を設定しています。そして、前計画の進捗状況を把握し、分析・評価を実施する中で抽出された課題や、アンケート調査・ヒアリング調査から得た意見などを踏まえた計画を策定し、更なるサービスの充実を図っていきます。

